垂水区街路樹管理業務委託仕様書(案)

I 総則

1. 業務目的

本業務は、別添位置図に示す区域内において、本市が管理する街路樹及び緑地帯等を 安全で美しい状態に保つことを目的とする。

2. 業務名称

垂水区街路樹管理業務委託

3. 業務場所

垂水区内の街路樹及び緑地帯等 ※別紙1「位置図」参照

4. 業務内容

垂水区内の街路樹、緑地帯等を良好に維持するために、<u>数量表(別紙2)によらず必要</u>な管理作業等を自主的に判断し、本市の承諾により適正に実施する。

(作業内容)

高木剪定作業、中低木剪定作業、草刈作業、抜根除草作業、病害虫駆除作業、点検業務 等

5. 業務委託の期間

業務委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

6. 仕様書の適用

本仕様書は、「垂水区街路樹管理業務委託」を実施するためのものである。仕様書に定めの 無い事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と受託者が協議の上、業務を実施するものと する。

7. 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

8. 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本市に提出しなければならない。また、業務実施期間中は進捗状況等を定期的に報告する。なお、その内容を変更しようとする時は協議とする。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1)業務概要
- (2) 実施方針
- (3)業務工程

- (4)業務実施体制
- (5) 打合せ計画書
- (6) 緊急連絡先
- (7) 勤務時間外連絡先
- (8) その他必要とするもの

9. 業務報告書

受託者は、業務の実施状況等について、四半期ごとに四半期報告書を本市へ提出することとする。また、本市が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告することとする。 四半期報告書には、次の事項を記載し、仕様書や企画提案内容の進捗およびその効果を わかりやすくまとめること。

- (1)業務実施概要
- (2)業務実施工程
- (3) 安全管理の取り組み
- (4) 通常業務の結果報告
- (5) 点検業務の結果報告
- (6) 企画提案内容の取り組み状況・報告
- (7) その他業務上工夫した点、課題解決に向けた取り組み等
- (8) 指示書・打合簿等の指示事項の記録及び対応報告
- 10. 個人情報・機密の保持

受託者は、業務上知り得た個人情報及び機密を他に漏らしてはならない。

Ⅱ 業務内容(参考)

※ 本市と協議の上、企画提案書に基づき 一部変更することがある。

1. 基本方針

- ・受託者は「街路樹の機能向上や地域の価値向上」の達成に向けて、区域内の街路樹・緑地帯等を良好に維持するため、業務場所の樹木の生育状況や周辺施設・環境等を参考に、必要な作業を自主的に判断し、本市の承諾により適切に実施すること。
- ・業務に関しては数量表によらず受託者の自主的判断及び監督員の指示等によって、街路 樹及び緑地帯等の良好な維持のため積極的に業務を履行することとする。
- ・緑地帯の管理は、低木の生長や雑草の伸び具合、交通安全などの観点から優先順位を考 え、計画的に効率良く、かつ区内の中でバランスよく実施すること。
- ・周辺の施設や歩道の利用状況を考慮しつつ景観や美観に配慮し、市民の快適な空間の創 出を図ること。
- ・災害時の倒木や立ち枯れ等による通行人等の危険性を減らすため、これらを事前に発見 するように努めること。

2. 街路樹管理作業

街路樹は風格あるまちなみ景観を形成する重要な構成要素である。樹種ごとの特徴を活かしながら剪定を行い、道路空間の利用や景観に配慮した質の高い管理を行うこと。

(1) 高木剪定作業

①基本剪定

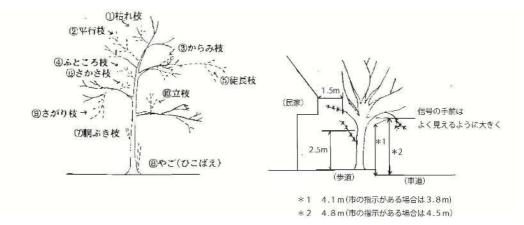
- ・街路樹の樹形を整え、健全な育成を行うとともに良好な都市景観を形成しつつ、周辺 環境に適応した状態に維持管理することを目的とする。
- ・剪定は「剪定方法に関する資料」を踏まえて実施すること。 「剪定方法に関する資料」は下記に掲載している。

神戸市 HP ホーム 〉 まちづくり 〉 公園 〉 各種資料・申請書類

URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/shiryou/index.html

- ・路線・樹種・季節及び樹齢によって剪定の程度・方法が異なるため、作業着手前に路 線ごとに試し切りを行い、本市の承諾を得てから本作業に着手すること。
- ・落葉樹は、紅葉の状況をよく観察し、作業開始時期を本市と協議すること。
- ・樹姿・樹形・樹冠の仕立ては自然樹形を原則とする。
- ・樹高・枝張り・枝密度を調整すること。
- ・建築限界内(車道部:道路面より 4.8m (市から指示がある場合は 4.5m)、路肩部:4.1m(市から指示がある場合は 3.8m)、歩道部:歩道面より 2.5m) の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。
- ・生育上の不要枝〈やご・胴吹き枝・さがり枝・立ち枝・さかさ枝・からみ枝・徒長枝・平行 枝等〉を除去すること。
- ・作業中は歩行者に対しお知らせ看板を設置すること。
- ・街路樹を良好に保つための剪定計画及び方法について本市に提案すること。提案にあたっては、「街路樹再整備方針」の中の P11「再整備方針 2 風格あるまちなみ景観の形成 ①適正な剪定管理」を参考にすること。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/26/saiseibihonpen.pdf



批知らせ着板の表示例。

ア. 冬期剪定 (骨格剪定)

・樹木の樹形(骨格)を整えるための剪定。 主として切り詰め、切り返し、枝抜き剪 定を行うこと。



イ. 夏期剪定(枝抜き剪定等)

・樹冠内に陽光や風を入れて、蒸れによる 枝葉障害の防止や、台風による倒伏を防 ぐための剪定。主として枝抜き、枝すかし剪定を行うこと。

②障害枝剪定

ア. 障害枝剪定

民家障害、交通障害、照明障害等となっている枝を剪定すること。

- ・民家障害:民地内へ侵入または接近しすぎている枝、通風、採光の妨げとなる枝を除去すること。
- ・照明障害:照明の妨げとなる枝を除去すること。
- ・架線障害:架線の障害となる枝を除去すること。 (高圧線・変圧器から2m程度離す)
- ・危険技 : キズ・枯損により危険のある枝を除去すること。

イ. 胴吹除去

・胴吹き枝およびやごを除去すること。

③共涌事項

- ・作業により発生した落葉・小枝・切りくず等は、丁寧に掃き集めて清掃すること。
- ・剪定跡は必要に応じて防腐剤等で保護すること。

④剪定枝の処分

- ア. 作業により発生した剪定枝・撤去木等の処分は、市内の神戸市許可一般廃棄物処分業者が運営する施設(別紙3「神戸市許可一般廃棄物処分業者一覧(木くず処理関係)」参照)にて処分すること。
- イ. 上記①の施設で処分が困難な場合は、クリーンセンター等にて処分すること。

(2) 中低木剪定作業

- ・緑地帯内の中低木の樹形を整え、枯枝及び徒長枝を剪定する。
- ・低木の刈込高は車道舗装面より 90 c m以下を標準とするが、視距の確保が必要である部分 (中央分離帯開口部及び横断歩道周辺) の区域では、車道舗装面より 50 c m以下とする。
- ・交通影響部分にあっては歩行者及び車両からの視距が確保できるように留意すること。

(3) 草刈作業

- ・緑地帯内等の雑草を根際から刈り取り、刈草を残さないように清掃する。
- ・刈払機使用の際に低木や高木の幹などを傷めないよう十分に注意して作業すること。

(4) 抜根除草作業

- ・緑地帯内及び植樹桝内の雑草や実生木を根から抜き取り、あわせて根元に生えているひこば え等を切除する。
- ・芝生等その他の有用植物を傷めないよう十分に注意して作業すること。
- ・植樹桝内の除草の際には、植桝外周の目地部についても除草すること。
- ・あわせて、縁石・街渠部等の目地から生えている雑草を除去し、街路樹の植栽管理と一体的 に行うことで、景観の向上に努めること。

(5) 病害虫駆除作業

- ・受託者は、病虫害の発生する時期に病虫害調査を行い、発見した場合は本市に報告し早期処 置に努めること。
- ・駆除作業は、薬剤散布者及び作業補助者で構成し、最低2名以上の体制とする。
- ・散布にあたっては、作業を行う2~3日前までにビラを配布する等、周辺住民に周知徹底を図り、第三者の商品、洗濯物、飼育動物、池の中の魚などに被害を及ぼさないように行うこと。また、散布の影響がある駐車車両、洗濯物がある場合は散布を中止すること。
- ・散布前には携帯マイク等にて周辺にアナウンスをして、付近住民に対して周知を図ること。
- ・散布する場所に通行人等が近寄る恐れのある場合は、散布作業中及び薬液が乾くまでの間は、見張り役を置く又はセーフティコーン等の保安施設を風で容易に転倒しないよう設置して立ち入り防止対策を行うこと。
- ・作業にあたっては、現場条件に応じて交通誘導警備員を配置し、安全管理を徹底すること
- ・薬剤散布後、付近に落下した害虫等は、清掃し除去すること。

(6) 特定外来生物への対応

- ・特定外来生物のオオキンケイギクについては、別添を参考に除草・草刈作業の中で除去する こと。草刈の対象地の場合であっても、抜根にて除去するよう努めること。また、繁殖しな いよう種子がこぼれ落ちる前に除去するよう努めること。
- ・特定外来生物のアルゼンチンアリについては、別添を参考に他地域へ拡散させないよう注意 して作業にあたること。なお、大量に発生している状況を発見した場合は市に報告すること。
- ・特定外来生物のクビアカツヤカミキリ・ツヤハダゴマダラカミキリについては、別添を参考 に業務場所等で発生の疑い(成虫の発見やフラス等の幼虫の痕跡など)を確認した場合はす みやかに市に報告すること。

(7) その他

- ・本市に寄せられた市民要望に対しては、本市と協議の上で作業計画の中で適切かつ効率的に 対処すること。
- ・作業で発生する刈込枝や刈草、落葉等のごみについては、本市環境局の定める事業系ごみの 排出区分に従い、適正に処分すること。
- ・月間予定表を前月25日までに提出すること。また、毎月5日までに前月の月間実績表を提出し報告すること。

・原則として、官公庁の休日または夜間に作業を行わないこと。やむを得ず作業を行う場合は、 本市の承諾を得ること。

3. 点検業務

- (1) 受託者は、区域内の街路樹が安全で快適な環境を維持できるよう、雑草の繁茂や低木 の徒長、胴吹きや病害虫の発生状況等について、計画的に点検を行うこと。
- (2) 点検結果に基づき、優先される場所や必要とされる作業の把握を行い、作業に反映すること。
- (3) 点検によって枝折れや半倒木、腐朽木等を発見した場合は、速やかに本市に報告する とともに、緊急に対応を要する場合はその場で復旧を行い、後日対応する場合でもカ ラーコーン等で安全確保を行うこと。
- (4) 街路樹の管理については、街路樹再整備方針(平成29年4月策定)において、道路空間や 周辺環境に応じた街路樹の適正化を進めていくとしている。これらの視点から具体的な場 所の改善提案を毎年少なくとも各年度末までに行うこと。特に、交差点や横断歩道付近 等で視距障害となっている街路樹を発見した場合は、撤去等の改善提案を行うこと。

4. 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な 事項を書面により本市に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とす る。
- (2)業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営、取締、 作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3)業務責任者は、本市との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等を、原則として、書面をもって行うものとする。
- (4)業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 本市は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、業 務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求で きる。
- (6) 本市が受託者に対し本業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、 原則として業務責任者に対して行うものとする。

5. 設備等の使用

・受託者は業務の履行のために使用する設備、工器具類、消耗品等を受託者の責任と費用負担により調達しなければならない。

6. 提出書類

本作業について必要な書類は、別紙4「提出書類一覧表」のとおりとする。

7. 安全管理

(1) 受託者は作業にあたっては、事故防止・安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板・セーフティーコーン・セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、これらの保安施設には風で転倒しないよう重石を設置するなど、対策を講ずること。保安施設等は「神戸市土木請負工事必携」の「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づくこととし、「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」を参考に道路使用許可申請(警察協議)をおこない、必要な保安施設等の設置を行うこと。なお、道路形状等により「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」によることが困難な場合は監督員と協議の上、十分な安全管理を行うこと。

「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」は下記に掲載している。 神戸市HP ホーム > まちづくり > 公園 > 各種資料・申請書類

URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/shiryou/index.html

(2) 「交通誘導警備員」とは、警備業者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。また「交通誘導員」とは、「交通誘導警備員」に加え、受託者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。

*兵庫県公安委員会告示で検定合格警備員の配置が必要と定められた路線(県公安委員会指定路線)については、『路線警備員等の検定に関する規制(平成十七年十一月十八日国家公安委員会規制二十号)に基づく交通誘導警備検定合格者(1級または2級)』を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。

〈交通誘導員の配置区分〉

| 作業場所 | 配置する交通誘導員の種類 | 最低配置数 |
|------------|--|--|
| 県公安委員会指定路線 | 交通誘導警備員A (交通誘導警備検定合格1級 又は2級の警備業者作業員) | 規制箇所ごとに1名 |
| 上記以外 | 任意 | 「保安施設等の設置、交通 誘導員の配置方法」を参考 におこなう 警察協議結果に従う |

- (3) 刈払機等を使用する際は、小石の撥ねなどが考えられるため、**市が承諾する場合を除き必ず防護シートを設置し、歩行者や車・隣接施設などに影響がないよう十分な安全対策を行うこと**。防護シートを使用しない刈払機作業を行う場合は、事前に文書にて市の承諾を得ること。また、通行の多いときは作業を停止するなど、安全管理には万全を期すこと。
- (4) 歩行者及び周辺住民・沿道店舗等に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に 応じて作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (5)作業員の事故を防止するために必要な服装や装備等を着用すること。特に高所作業においては現場状況に応じて墜落制止用器具等の必要な措置を講じること。
- (6) やむを得ず歩道に車両を乗り上げて作業を行う場合は、警察協議の上、舗装面を養生すること。

- (7) 安全管理に関する自主管理内容を確認するために様式2「安全管理点検表」を作成し、 これにより定期的に点検を行うこと。
- (8) 受託者は「神戸市土木請負工事必携(令和7年10月)」に定めるとおり、安全訓練等を実施すること。
- (9) 労働安全衛生法等関連法令に基づく必要な措置を常に講じること。
- (10) 高所作業車上で剪定した枝葉は、不用意な落下事故を防ぐため、ゴンドラ内への回収 や、ロープ等での吊り下ろし、地上の作業員への手渡しなどの方法により、安全確保 を確実に行って地上に下ろすこと。
- (11) 架空線(高圧線・通信線等)の影響により作業の安全性が確保できない際には、本市 に報告のうえ架空線の所有者との立会を行い必要な措置を講じ、作業の安全を徹底す ること。
- (12) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受託者がその責任において遅滞なく行うこと。

8. 業務の引き継ぎについて

- (1) 次年度契約の受託者に引継ぐにあたっては業務引継書を作成し、次年度契約の受託者が決定した後速やかに(2週間以内)、3年間の業務実施内容や方針について十分な引継ぎを実施すること。
- (2)業務引継の実施後は速やかに、(1)の業務引継書に引継実施日時、それぞれの会社 名および業務責任者名を記載のうえ、本市に提出してその内容を報告すること。

9. その他

- (1) 本市(垂水建設事務所)が開催する請負作業連絡会議に出席すること。
- (2) 受託者は作業に関して第三者から交渉のあったとき、あるいは交渉を要するときは、 事前に本市に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに本市に報告するとともに、受託者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行うこと。
- (4) 本業務にかかる責任の所在はリスク分担表(別紙5)による。
- (5) 本調達にかかる令和8年度一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

(令和7年11月作成)

| | 作業種別 | 寄植せん定(中木) | | 寄植せん定(仮 | | 草刈 | 抜根除草 |
|----|-----------------|-----------------------|-------------------|--|--|----|--|
| | 樹種名 | トウネス゛ミモチ、 ウハ゛メカ゛シ他 | ① アヘリア、 プリヘット他 | ② トヘブラ シャリンハブイ ヒラトブツシブ ストブウツケブ他 | ③ ロース・マリー、 ヘデラ、シシカ・シ ラ、ユキヤナキ・、他 | | ①除草 中低木植栽内 植桝除草 |
| 番号 | 路線名•街園名 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 |
| 1 | 朝谷幹線 | | | | 1 | | 2 |
| 2 | 神戸明石線 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 3 | 平尾線 | | 2 | | 2 | | 2 |
| 4 | 王居殿緑地帯 | | 2 | | | | 2 |
| 5 | 東垂水町緑地帯 | | 2 | | | | 2 |
| 6 | 塩屋舞子線 | | 3 | 1 | 1 | | 2 |
| 7 | 塩屋多井畑線 | | 2 | 1 | | | 2 |
| 8 | 城ヶ山線 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 9 | 須磨多聞線その1 | 1 | 2 | 1 | | 2 | 2 |
| 10 | 須磨多聞線その2 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 11 | 名谷町押土緑地帯 | | | 1 | | 2 | 2 |
| 12 | 垂水妙法寺線その1 | 1 | 2 | 1 | | | 3 |
| 13 | 垂水妙法寺線その2 | | 2 | 1 | | 2 | 2 |
| 14 | 福田街園 | | | 1 | | 2 | 2 |
| 15 | つつじヶ丘1・7号線 | | | | | | 1 |
| 16 | 東名谷1号線 | | | 1 | | | 2 |
| 17 | 神和台37号線 | | | 1 | | | 2 |
| | 桃山台73•74•69号線 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 西下畑1号線 | | | 1 | | | 2 |
| 21 | つつじヶ丘31号線 | | | | | | 2 |
| | 桃山台39号線 | | | 1 | | | 2 |
| | 塩屋丸山線 | | | 1 | | | 2 |
| | 修道緑地帯 | | 2 | _ | | 2 | 2 |
| | 西名1号線 | | | | | | 2 |
| | 東垂水137号線 | | | 1 | | 2 | 2 |
| _ | つつじヶ丘108号線 | | | 1 | | | 2 |
| _ | 名谷高曽2号線 | | | 1 | + | | 2 |
| | 福田川左岸2号線 | 1 | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| _ | 福田川右岸線 | 1 | | 1 | + | 2 | 2 |
| _ | 学園緑が丘1号線 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 学園緑が丘49号線 | | 2 | 1 | | 2 | |
| | 学園緑が丘58・59・60号線 | 1 | 2 | 1 | + + | 2 | 2 |
| | 高尾美の谷線 | | | 1 | | | 2 |
| | 西垂水57•58•60号線 | | | 1 | + | | 2 |
| 36 | 日向線 | | | 1 | + | | 2 |
| | 天神川垂水駅福田川線 | | | | + + | | 2 |
| | 箱木花壇(仮称) | | | | 1 | 2 | 2 |
| | 大谷花壇. 塩中前花壇 | | | | 1 | 2 | 2 |
| | 松風台1丁目緑地帯 | | | 1 | 1 | ۷ | 2 |
| | 城が山1丁目緑地帯 | | | 1 | + | | 2 |
| | 学園多聞線 | | | | + + | ^ | |
| | | | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 学園南線 | | | | | 2 | |
| | 舞子多聞線 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 45 | 小東山地内線 | | | 1 | | | 2 |

歩道-1 (別紙 2)

| 歩道 | <u>-</u> 作業種別 | 寄植せん定(中木) | | 寄植せん定(低/ | k) | 草刈 | (別紙 2) 抜根除草 |
|----|----------------------|-----------|---------|--------------------------------|-------------------------------------|-----|--------------------|
| | 1户未1里加1 | トウネスミモチ、 | ① アヘリア、 | ② トヘラ | 4 ロース・マリー、 | 中/1 | ①除草 |
| | 樹種名 | ウハブメカブシ他 | プリヘット他 | シャリンハ・イ ヒラト・ツツシ スト・ウツケ・他 | ヘデラ、シシガシ ラ、ユキヤナキ [*] 、他 | | 中低木植栽内 植桝除草 |
| 番号 | 路線名·街園名 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 |
| 46 | 学が丘1号線 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 47 | 学が丘2号線 | | | 1 | | | 2 |
| 48 | 学が丘3号線 | | | 1 | | | 2 |
| 49 | 学が丘26号線 | 1 | 1 | 1 | | 2 | 2 |
| 50 | 学が丘29・30号線 | 1 | | 1 | | 2 | 2 |
| 51 | 学が丘33号線 | | 2 | | | | 2 |
| 52 | 学園緑が丘18号線 | | 2 | 1 | | 2 | 2 |
| 53 | 本多聞1号線 | | | 1 | | | 2 |
| 54 | 本多聞2号線 | | | | | 2 | |
| 55 | 本多聞64号線 | 1 | 2 | | | 2 | 2 |
| 56 | 本多聞71•76号線 | | 1 | 1 | | 2 | 2 |
| 57 | 本多聞75号線 | | 2 | 1 | | | 2 |
| 58 | 本多聞7号線 | | | | | | 2 |
| 59 | 本多聞84 号 線 | 1 | 2 | | | 2 | 2 |
| 60 | 舞子墓園線 | | | 1 | 1 | | 2 |
| 61 | 南多聞4丁目緑地帯 | | 2 | 1 | | | 2 |
| 62 | 南多聞5号線 | | 2 | 1 | | | 2 |
| 63 | 積水多聞団地内線 | | | 1 | 1 | | 2 |
| 64 | 多聞伊川谷線 | 1 | 2 | 1 | | 2 | 2 |
| 65 | 明舞団地内線 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 66 | 狩口伊川谷線 | | 2 | 1 | | 2 | 2 |
| 67 | 神陵台1号線 | | 2 | 1 | | 2 | 2 |
| 68 | 神陵台2号線 | | | | | | 2 |
| 69 | 神陵台20号線 | | | | | | 2 |
| 70 | 神陵台22号線 | | | | | | 2 |
| 71 | 商大線 | | | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 72 | 高丸陸10・22号線 | | | | | | 2 |
| 73 | 多聞台1号線 | | | 2 | | | 2 |
| 74 | 塩屋舞子線 | | | 1 | 1 | | 2 |
| 75 | 狩口線 | | | 1 | 1 | | 2 |
| 76 | 狩口東線 | | | 1 | | | 2 |
| 77 | 舞子狩口線 | | | 1 | | | 2 |
| 78 | 西脇1丁目緑地帯 | | | | 1 | | 2 |
| 79 | 舞子公園駅北線 | | | 1 | 1 | | 2 |
| 80 | 舞子駅高広線 | | | 1 | | | 2 |
| 81 | 舞子駅前広場 | | | 1 | | 2 | 2 |
| 82 | 舞子小学校前緑地帯 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 83 | 霞ヶ丘駅前緑地 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |

| 歩道 合計 | 1,720 | 45,590 | 51,110 | 82,220 |
|-------|-------|--------|--------|--------|

| | 作業種別 | 寄植せん定(中木) | | 寄植せん定(低オ | 7) | 草刈 | 抜根除草 |
|----|-----------|-----------------------|-------------------|--|-------------------------------------|----|-----------------------|
| | 樹種名 | トウネス゛ミモチ、 ウハ゛メカ゛シ他 | ① アベリア、 プリヘット他 | ② トヘブラ シャリンハブイ ヒラトブツンジ ストブウツケブ他 | ④ ローズマリー、 ヘデラ、シシカジシ ラ、ユキヤナキ、他 | | ①除草 中低木植栽内 植桝除草 |
| 番号 | 路線名 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 |
| 9 | 須磨多聞線その1 | 1 | | | | 2 | |
| 10 | 須磨多聞線その2 | | | | 1 | 2 | 1 |
| 12 | 垂水妙法寺線その1 | | 2 | | 1 | 2 | 2 |
| 42 | 学園多聞線 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | | | | | | | |

| 中央分離帯 合計 | 490 | 2,870 | 4,740 | 4,250 |
|----------|-----|-------|-------|-------|

○除草•草刈•中低木剪定(環境緑地帯)

| 樹種名 トウネズミモチ、ウハ・メカシ他 ① アヘリア、プリ シャリンハ・イ トラト・ツッシ・スト・ウツケ・他 ② トヘ・ラ シャリンハ・イ トラト・ツッシ・スト・ウツケ・他 ① ローズ・マリー、ヘテ・ラ、シシカ・シ ラ、ユキヤナギ、他 中低木植栽内植桝除草 番号 路線名・街園名 回数 回数 回数 回数 回数 回数 神和台法面 1 1 1 1 | 作業種別 | 寄植剪定(中木 | | 寄植剪定(低木 | 草刈 | 除草 | |
|---|---------|---------|----|---------------------|----------|----|--------|
| 号 | 樹種名 | | | シャリンハ・イ ヒラト・ツツシ・ | ヘテラ、シシガシ | | 中低木植栽内 |
| 神和台法面 1 1 1 1 1 1 | 路線名•街園名 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 |
| | 神和台法面 | | | 1 | | 1 | 1 |
| | | | | | | | |

| 環境緑地帯 合計 | | 550 | 6,900 | 540 |
|----------|--|-----|-------|-----|

○害虫駆除作業

| 作業班数 | 散布場所 |
|------|---------------------|
| 2 | 学が丘2号線・積水多聞団地内線・商大線 |

〇高木剪定作業(歩道・中分) (別紙 2)

| 〇高 | 木剪定作業(歩道・中: | 分) | | | | | | | | | | | | (5 | 別紙 2) |
|----------|-------------------------|-----------------------------|------------|----------|-------|--------|--|--------|--|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | | + == | + * | 間隔 | | | 剪定 | | | ßi | 章害枝剪: | 定 | 胴吹除去 | | |
| | 路線名 | 主要樹種 | 実施 予定年度 | (年) | C=0.6 | C=0.6~ | | C=1.2~ | | C=0.6 | C=0.6~ | C=1.2~ | C=0.6 | C=0.6~ | |
| | まりかまんが | 17-1 | | | 未満 | 0.9未満 | | 1.8未満 | 2.4未満 | 未満 | 1.2未満 | 1.8未満 | 未満 | 1.2未満 | 1.8未済 |
| | 朝谷幹線 | 1 ₹30 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 3 | 神戸明石線 平尾線 | トウカエテ゛ | 10 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 4 | 王居殿緑地帯 | クス・ヤマモモ | 8 | 3 | 0 | 0 | Ö | 0 | 0 | | | | | | |
| 5 | 塩屋舞子線(東) | ケヤキ・ナンキンハセ | 8•10 | 2 | 0 | 0 | Ö | 0 | 0 | | | | | | |
| 6 | 塩屋多井畑線 | ケヤキ | 10 | 3 | | | | ŏ | 0 | | | | | | |
| 7 | 須磨多聞線 | ケヤキ・クス | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | ŏ | | | | | | | |
| 8 | 名谷町押土緑地帯 | クス | 9 | 3 | | Ť | Ö | Ö | | | | | | | |
| 9 | 垂水妙法寺線 | イチョウ・アメフ・ケヤキ | 8 | 3 | 0 | 0 | Ö | Ö | | | | | | | |
| 10 | 福田街園 | クス | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | Ō | | | | | | | |
| 11 | つつじヶ丘1・7号線 | コブシ | 8 | 3~5 | Ö | Ō | Ō | | | | | | | | |
| 12 | 東名谷1号線 | トウカエテ゛ | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 13 | 神和台34·37号線 | クス | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 桃山台73•74•69号線 | ナンキンハセ・ケヤキ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 名谷下畑線 | アメフ・ケヤキ・クス・イチョ | 9 | 2~3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 16 | 西下畑1号線 | アメリカフウ | 9 | 2 | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 17 | つつじヶ丘31号線 | コブシ | 8 | 3~5 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| | 桃山台39号線 | コブシ | 8 | 3~5 | 0 | 0 | _ | | | | | | | | |
| | 塩屋丸山線 | ナンキンハセ | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 修道緑地帯 | トウネス゛ミモチ | 10 | 3 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| 21 | 西名1号線 | ハナミス゛キ | 9 | 3~5 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | | 1 | | | | |
| 22 | 東垂水137号線 つつじが丘108号線 | ケヤキ サクラ | 9 | 3~5 | | 0 | 0 | | 1 | | | | | | |
| | 名谷高曽2号線 | アメリカフウ | 10 | 3~5 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 1 | | | | |
| 25 | | クス・サクラ・クロカ [*] ネモチ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 1 | | | | |
| 26 | 福田川右岸線 | クス・サクラ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 1 | | | | |
| 27 | 学園緑が丘1号線 | ナンキンハセ・トウカエテ゛ | 10 | 3 | Ö | Ö | Ö | ŏ | | | | | | | |
| 28 | 学園緑が丘49号線 | アラカシ | 10 | 3 | Ö | ŏ | Ö | ŏ | | | | | | | |
| 29 | 学園緑が丘58・59・60号線 | - | 10 | 3 | _ | Ö | Ö | Ö | | | | | | | |
| | 高尾美の谷線 | コブシ | 9 | 3~5 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 31 | 西垂水57.58.66号線 | コブシ・イチョウ・サルスへ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 32 | 日向線 | ケヤキ | 9 | 2 | | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 33 | 天神川垂水駅福田川線 | コブシ・ケヤキ・クス・サクラ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 34 | 箱木花壇(仮称) | トウカエテ゛ | 9 | 3 | | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 35 | 松風台1丁目緑地帯 | クス・ヤマモモ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 36 | 学園多聞線 | ケヤキ・クス | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 37 | 学園南線 | ユリノキ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | _ | _ | | _ | | _ |
| 38 | 舞子多聞線 | イチョウ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 39 | 学が丘1号線 | アラカシ・アメリカフウ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 40 | 学が丘2号線 | ナンキンハセ | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 本多聞3号線 | ナンキンハセ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 学が丘3号線 | ユリノキ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 学が丘26号線 | タイワンフウ | 8•10 9 | 2 2~3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 学が丘29・30号線 学園緑が丘18号線 | クス クス | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 本多聞1号線 | コリノキ | 9 | 3 | ŏ | ŏ | ŏ | ŏ | | | | | | | |
| | 本多聞2号線 | コブシ | 8 | 3~5 | 0 | Ö | Ö | | | | | | | | |
| | 本多聞64号線 | クス・ケヤキ | 9 | 3 | | Ö | Ö | 0 | | | | | | | |
| | 本多聞71•76号線 | ヤマモモ・モチノキ | 8 | 3 | 0 | ŏ | Ö | ŏ | 0 | | | | | | |
| | 本多聞7号線 | クス | 9 | 3 | Ö | Ö | Ö | Ö | | | | | | | |
| | 本多聞84号線 | アラカシ | 8 | 3 | | 0 | 0 | | | | | | | | |
| | 舞子墓園線 | ケヤキ | 10 | 3 | 0 | Ō | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 南多聞4丁目緑地帯 | ケヤキ・ニレ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 54 | 南多聞5号線 | ナンキンハセ゛ | 10 | 3 | 0 | 0 | Ö | 0 | | | 1 | | | | |
| | 積水多聞団地内線 | モッコク・キンモクセイ | 9 | 3 | 0 | 0 | | | | | 1 | | | | |
| | 多聞伊川谷線 | トウカエテ゛ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 1 | | | | |
| | 明舞団地内線 | トウカエデ・クス | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 狩口伊川谷線 | イチョウ・ケヤキ | 8-10 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 神陵台1号線 | トウカエデ | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 神陵台2号線 | イチョウ | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 神陵台20号線 | ケヤキ | 10 | 3 | | | 0 | 0 | 0 | | 1 | | | | |
| | 神陵台22号線 | トウカエテ゛ | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 1 | | | | |
| | 商大線 | トウカエテ゛・ケヤキ・シマサル | 8 | 2~3 | 0 | 0 | 0 | 0 | ļ | | 1 | | | | |
| | 高丸陸10・22号線 | サルスヘーリ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | | ļ | | 1 | | | | |
| | 多聞台1号線 | ユリノキ | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 塩屋舞子線(西) 狩口線 | ケヤキ | 10 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 付口線 狩口東線 | タブノキ・クス ナンキンハセ | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 西脇1丁目緑地帯 | ササ`ンカ | 8 | 3 | 0 | 0 | | | | | 1 | | | | |
| | 舞子公園駅北線 | サルスペリ | 9 | 3 | 0 | 0 | | | | | 1 | | | | |
| | 舞子駅高広線 | ケヤキ | 10 | 3 | | 0 | 0 | 0 | | | 1 | | | | |
| | 舞子駅前広場 | コブシ・モチノキ・サクラ | 9 | 3 | | 0 | Ö | | 1 | | | | | | |
| | 舞子小学校前緑地帯 | ケヤキ | 9 | 3 | | | 0 | 0 | 1 | | | | | | |
| | 霞ヶ丘駅前緑地 | コブシ | 9 | 3 | 0 | 0 | Ö | ľ | | | | | | | |
| | 神和台法面 | メタセコイア・クス | 10 | 3 | Ö | ŏ | ŏ | 0 | | | 1 | | | | |
| <u> </u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ≫ たわせ。/エコウ。+ンセンハ | 1 ° - +++ | | | | ± /= 5 | | | | - | | | | • | • |

※ケヤキ・イチョウ・ナンキンハセ・の剪定次年度は、樹木によって胴吹剪定を行う

| 3か年平均 | 規格合計本数 | 291 | 233 | 1074 | 163 | 2 | 50 | 89 | 17 | 38 | 403 | 52 |
|-------|--------|-----|-----|------|-----|---|----|----|----|----|-----|----|

○すべての作業における交通誘導員・処分量参考数量/年

神戸市許可一般廃棄物処分業者 一覧(木くず処理関連)

1. 施設の概要

| | 藤定運輸㈱ | 大栄環境㈱ | ㈱萩原林業 |
|--------|--------------|--------------|--------------------|
| 施設名称 | 藤定運輸株式会社 | 六甲リサイクルセンター | 神戸ウッドリサイクル |
| 旭政石你 | | | センター |
| 施設所在地 | 兵庫区遠矢浜町5-8 | 東灘区向洋町東2丁目 | 西区見津が丘6丁目 |
| 地政別土地 | | 2 - 2 | 1 - 2 |
| 受入時間 | 8:00~17:00 | 8:00~17:00 | 8:30~16:30 |
| 休業日 | 日曜日 | 日曜日 | 日曜日・祝日、 |
| 小 未 口 | | | 第2・第4土曜日 |
| | なし | なし | 前日17:00までに㈱ |
| 搬入の事前 | | | 萩原林業(電話 |
| 連絡 | | | 078-922-6886) へ電話 |
| | | | 連絡。 |
| | | 事前に「一般廃棄物処分 | |
| その他 | | 業務委託契約」の締結が | |
| | | 必要。 | |
| 受入金額 | 11円/kg (税別) | 11円/kg (税別) | 11円/kg (税別) |
| 支払い方法 | 現金払い | 現金払い | 現金払い |
| お問い合わせ | 078-671-2521 | 078-857-6791 | 078-922-6886 |

2. 受入基準

| | 藤定運輸㈱ | 大栄環境㈱ | ㈱萩原林業 |
|--------|--------------|--------------|-------------|
| 受入可能な | 樹木の枝葉、幹 | 樹木の枝葉、幹 | 樹木の枝葉、幹 |
| もの | | | |
| 受入可能な | 制限なし | 制限なし | 制限なし |
| サイズ | | | |
| 受入できない | 金属類、プラスチック類、 | ガラス類、紙類、ゴム類、 | 土・石類、草類、樹木の |
| もの | 根など | | |

※ 上記以外の詳細は、各社へ直接お問い合わせください。

提出書類一覧表

| 番号 | 提出書類 | 部数 | 様式 | 提出期限 |
|----|---------------------------|----|----------|------------|
| 1 | 業務責任者設置通知書(注1) | 1 | 様式1 | 契約締結後5日以内 |
| 2 | 内訳明細書(注1) | 1 | * | 契約締結後14日以內 |
| 3 | 施工計画書(注1) | 1 | * | 契約締結後速やかに |
| 4 | 月間予定表、週間予定表(注1) | 1 | 任意 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 業務記録写真 | 1 | (注2) | 市の指示した日 |
| 6 | 作業日報 | 1 | 任意 | 市の指示した日 |
| 7 | 安全管理点検表 | 1 | 様式2 | 市の指示した日 |
| 8 | 官公庁への手続き書類(写し) | 1 | | 市の指示した日 |
| 9 | 剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票(写し)(注3) | 1 | 任意 | 市の指示した日 |
| 10 | 再委託(下請負)承諾申請書 | 1 | 市から提供 | 仕様書に記載のとおり |

- ※ 上記の書類は、業務担当課へ提出すること
- ※ ◆印の書類の様式については「神戸市土木請負工事必携(令和7年10月)および 「神戸市土木工事書類作成マニュアル(令和7年10月1日)による
- ※ 安全・訓練等の実施については施工計画書に具体的計画を記載し、実施状況の記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示すること
- ※ 注1の書類については、原則、pdf形式などのデータで提出すること (データでの提出が難しい場合は紙での提出も可とする)
- ※ 注2の業務記録写真は、路線・樹種・作業別に作業前・中・後を同一箇所から撮影すること。また、交通 誘導員や保安施設の配置など安全管理状況がわかる写真を撮影し、黒板等に①路線名、②日付、 ③作業種別等を明示すること。書類については、市の求めに応じて原本、原データを提出すること。
- ※ 注3の書類については、計量票の原本を市に提出の上、監督員の確認印を得ること。

業務責任者設置通知書 (口当初 口変更)

| 光 及 | | | | |
|------------------------------|----------------|-----|--|--|
| 業務名 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 契約締結日 | | | | |
| | | | | |
| 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | | | |
| | | | | |
| 請負金額 | | | | |
| | | | | |
| 業務責任者 氏名 | | | | |
| (変更する場合はその理由 | |) | | |
| | | | | |
| | LA DENE FOR LA | | | |
| 上記のとおり、業務責任者等を選任しましたので通知します。 | | | | |
| | | | | |
| | 令和 年 | 月 日 | | |
| 地三十日 ナイ | | | | |
| 神戸市長 あて | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 請負人 | | | | |
| 所 在 地 | | | | |
| /// 11. PE | | | | |
| 代表者名 | | | | |
| TOXTE TO | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

安全管理点検表

※請負人は現場状況等に応じて積極的にチェック項目を増やし、安全管理の徹底に役立てること

| 業務名: | | 点検日時: 令和 年 月 日() | | |
|----------|---|------------------|--|--|
| 請負。 | λ : | 点検者名: | | |
| チェック項目 | | 請負人による点検結果 | | |
| 安全管理体制ほか | 業務責任者が巡視を実施し、安全管理点検表で市に報告している。 | | | |
| | 業務責任者が作業の実施状況を直接確認し、指揮指導できる体制をとっている。 | | | |
| | 作業日毎に当日の作業内容及び予想される危険等について具体的 に作業員まで説明し周知徹底を図っている。 | | | |
| | 機具・工具の点検、救急箱の確認を実施している。 | | | |
| | 駐車車両に車止措置を行っている。 | | | |
| | 作業従事者が適切な服装を着用している(保護帽、保護メガネ等 を含む) | | | |
| | 立入禁止措置、危険箇所等の明示を行っている。 | | | |
| | 安全に作業できるよう、スペースを確保している。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 通行車両および歩行者から見えやすい場所に、作業内容・発注者 名・請負人名を記入した工事標示板および作業のお知らせ看板を掲 示している。 | | | |
| その他 | 緊急連絡先(警察、消防、病院、官公庁等)を記載した書面を携 帯している。 | | | |
| | 作業に関係する許可証(道路使用許可等)を携帯している。 | | | |
| | 道路使用許可証のとおりに交通誘導員、保安施設を設置している。 | | | |
| | 作業後に現場の清掃を行っている。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 改善事項 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

リスク分担表

| 項目 | | リスク分担 | |
|--|--|-------|-----|
| | 供 口 | 市 | 受託者 |
| 法令等の変更 | 本業務に影響を及ぼす法令等の変更 | 協議による | |
| 囚口寺の友文 | 上記以外の法令等の変更 | | 0 |
| 税制度の変更(委託料にかかる消費税を除く) | | | 0 |
| 物価・金利の変動 | | | 0 |
| | 受託者の責めに帰すべき事由によるもの | | 0 |
| 事故発生(情報漏えい等を含む) | 道路施設の設置に関する瑕疵によるもの | 0 | |
| んい寺を占む/ | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| | 受託者の故意・過失によるもの | | 0 |
| 道路施設の損傷 | 道路施設の設計・構造上の原因によるもの | 0 | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| | 道路施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住 民反対運動等の対応 | 0 | |
| 周辺地域・住民・利用者への対応 | 受託者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | | 0 |
| | 上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住 民反対運動等の対応 | 協議による | |
| 第三者への賠償 (国家賠償法に基 づく求償権を市が 受託者に行使する 場合を含む) | 受託者としての業務及び自主事業により損害 を与えた場合 | | 0 |
| | 道路施設の設置に関する瑕疵により損害を与 えた場合 | 0 | |
| | 上記以外の理由で損害を与えた場合 | 協議による | |
| 事業の中止、変更、 延期 | 受託者の責めに帰すべき事由によるもの | | 0 |
| | 市の責めに帰すべき事由によるもの | 0 | |
| 上記になる抗、、とこのでは、大災、を動きになる。をは、、、ののでは、、、、ののでは、、、、のののでは、ないののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、な | 事故発生時の初期対応 | | 0 |
| | 市が所有する道路施設の復旧費用 | 0 | |
| | 受託者の所有する設備・物品の復旧費用 | | 0 |
| | 事業の中止、変更、延期等に伴う費用 | | 0 |
| 業務の引き継ぎに関 者に引き継ぐ場合と | する費用(引き継ぎを受ける場合及び次期受託 も) | | 0 |

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、市と受託者が協議の上定めることとします。

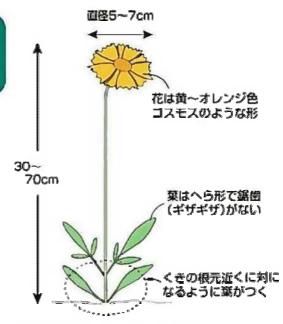
こんな花を見かけませんか?



「オオキンケイギク」という名の 外来の植物です!!

オオキンケイギクは きれいな花ですが…

きれいだからといって、栽培することのないようにご注意ください。



- ○花が咲くのは5月から7月
- ○道路の法面、道端、河原等で見られる

オオキンケイギクが気になるときは…

地域活動としてオオキンケイギクの除去を進めることもできます。 防除を始める際は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

通常の草刈りと同じ刈り取りも可能ですが、多年草ですので、 根から抜き取ると、より効果的です。

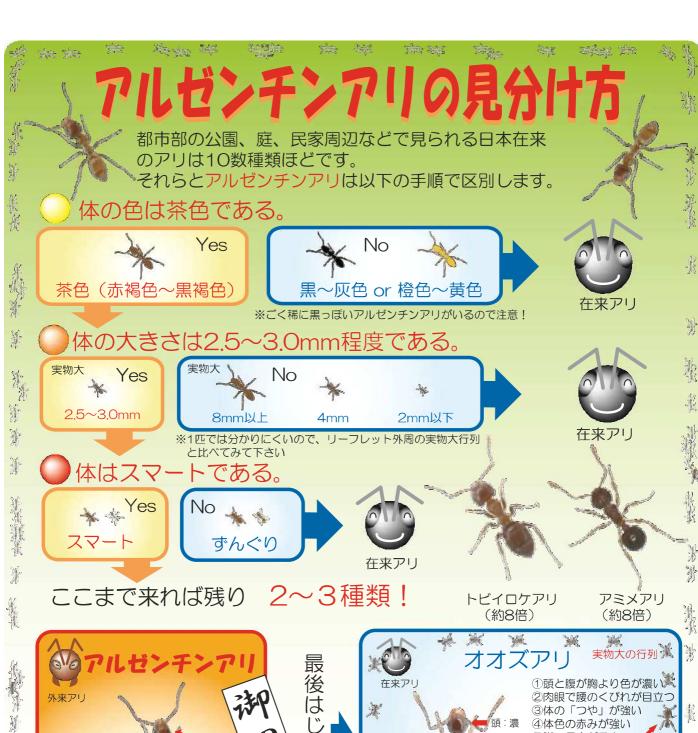
※処分の際は、すぐに袋に詰める など、種子等がこぼれないよう 注意してください。



刈り取りは根元から



抜き取りの際はスコップがあると便利





THE S

THE.

F

A.

1

The state of the s

*

1

-

実物大の行列

75

FIE

SHE SHE

The

Service Services

人

3

1

Water State

SE WATE

THE WHITE

፟ 侵入種! アルゼンチンアリ

アルゼンチンアリは、南米原産のアリで人間の交易に附随して、ここ100年ほどの間に世界中に広がった侵略的外来生物の一つです。日本では1993年に広島県廿日市市で最初に発見され、その後、山口県岩国市、柳井市、広島市、兵庫県神戸市、愛知県田原市などへ分布を広げています。侵入地では、在来アリを駆逐するなど生態系への影響が心配されるほか、頻繁に家屋内へ侵入し、食品に群がったり、布団の中にまで入り込んで安眠を妨げたりと衛生害虫として大きな問題になっています。このため、外来生物法の「特定外来生物」に指定され、防除方法が検討されています。



★アルゼンチンアリの防除について★

アルゼンチンアリは、連続した複数の巣の中に女王アリがたくさんいる「多女王多巣制」という巨大な社会をつくり、 旺盛な繁殖力でどんどん増えていきます。これまで世界中の侵入地で防除が試みられてきましたが、未だ完全駆除 に成功した国はありません。このため、現時点で根本的な防除法は紹介できませんが、アリが集まりやすい環境を なくすことと、各種殺虫剤を効果的に組み合わせることで、家屋内への侵入はかなり防ぐことができます。

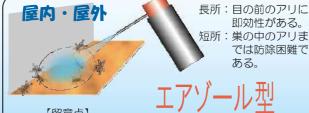
①アリが集まりやすい環境をなくす

下の絵の左3例はアリが巣を作るきっかけとなる場所を与えています。ポイントは、地面にじかに物を置かずに立て掛けるか台の上に置くことです。また、食べ物をテーブルの上などに長時間放置しないようにしましょう。



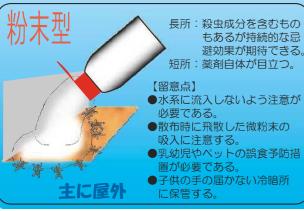
2殺虫剤の種類と使う際の留意点

現在市販されているアリ用殺虫剤には、その形状によって大きく以下の4種類に分けられます。それぞれに長所、短所がありますので、アリの発生状況と目的によって、使い分けまたは組み合わせて使うと効果的です。

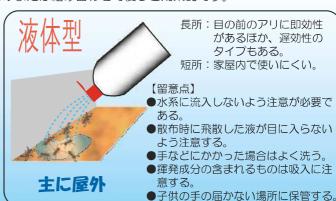


【留意点】

- ●顔などに誤噴射しないように注意する。
- ●廃棄時は穴をあけて、ガス抜きを忘れずに。
- ●子供の手の届かない冷暗所に保管する。



発行:環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課 〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081



屋内・屋外

ベ小(餌)型

長所:設置が簡単。環境への負荷 が極めて少ない。巣のアリ を駆除できる。

短所:遅効性なのですぐに効果が実感できない。

【留意点】

- ●ケースの破損によるベイトの飛散に注意する。
- ●乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- ●アルゼンチンアリには液体またはゼリー餌タイプを 使用する。

連絡先

神戸市環境局自然環境課

TEL: 078-595-6216 FAX: 078-891-3948



https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/linepithema_

サクラ・モモ・ウメ からの SOS

クビアカツヤカミキリのフラスを

見つけて知らせてください!

とくていがいらいせいぶつ ようちゅう サアル サンスの木の中に住んでいます。 特定外来生物クビアカツヤカミキリの幼虫はサクラやモモ、ウメの木の中に住んでいます。 はっちゅう き なか た き よわらしてしまいます。 幼虫は木の中を食べて、木を弱らせて枯らしてしまいます。

放っておくとクビアカツヤカミキリはたくさん卵を産んで増え、次々に木を弱らせてしまうので、

はや、むし、み 早く虫を見つけて木を守ったり、この虫が他の場所へ広がらないようにしないといけません。

ァースを見つけよう!

幼虫は『フラス』という木くずと幼虫のうんちが混ざったものを、木の外にたくさん出します。

そうめん・うどんのような
がたち
形をしている
じめん
お
※地面に落ちたり、雨風
が当たる等で形がくずれ
ていることもあります。



せいちゅう 成 虫 成 虫 (本長:約2~4cm) 胸が赤いのがポイント!

じつぶつだい

が 虫 幼 虫 体長: 最大約 4 cm *** た サナ モだ 木の中を食べ進んで育つ

成虫は 5 ~ 8 月にしか見られませんが、フラスは一年中見ることができ、 はや み クビアカツヤカミキリを早く見つけるための大切な手がかりです。

こんなところにあるぞ!

またか どうろ こうえん がっこう うち にわ き した しゃしん き **身近な道路や公園、学校、お家の庭などにある木に、下の写真のような木くずを** み うらめん くわ み わ かた **見つけたら裏面でさらに詳しい見分け方をチェック!**







クビアカツヤカミキリのフラスかも?と思ったら!

えるほうよう 通転用フォームヘ→

つうほう 通報用フォーム、メール (Shizenchoujuu@pref.hyogo.lg.jp)、電話のいずれかで、 [†]
なようごけんしぜんちょうじゅうきょうせいか 速やかに兵庫県自然鳥獣共生課またはお住まいの自治体窓口に知らせてください!



クビアカツヤカミキリのフラス 見分け方



①フラスの形は、まん丸なボール状?







提供:(地独)大阪府立環境農林水產総合研究所



- そうめんやうどんのような細長い形
- 大きなかたまり
- くずれて元の形が分からない



スカシバガの仲間のフラス ボールのようにまん丸な がい 小さなツブをたくさん出す

②崩してみると、細長い形(繊維状)の木くずが多い?











クビアカツヤカミキリのフラス

ポテトチップスやコーンフレークのような、 *** 丸くて薄い形の木くずがたくさん見られる



使か 他のカミキリムシのフラス ほそなが 細長く削られた木くず がたくさん見られる

クビアカツヤカミキリのフラスかも!?

クビアカツヤカミキリはサクラ・ウメ・モモ等のバラ科の木を好みます。木の種類が分からなくても、フラスに①②の特徴があれば、お知らせください。



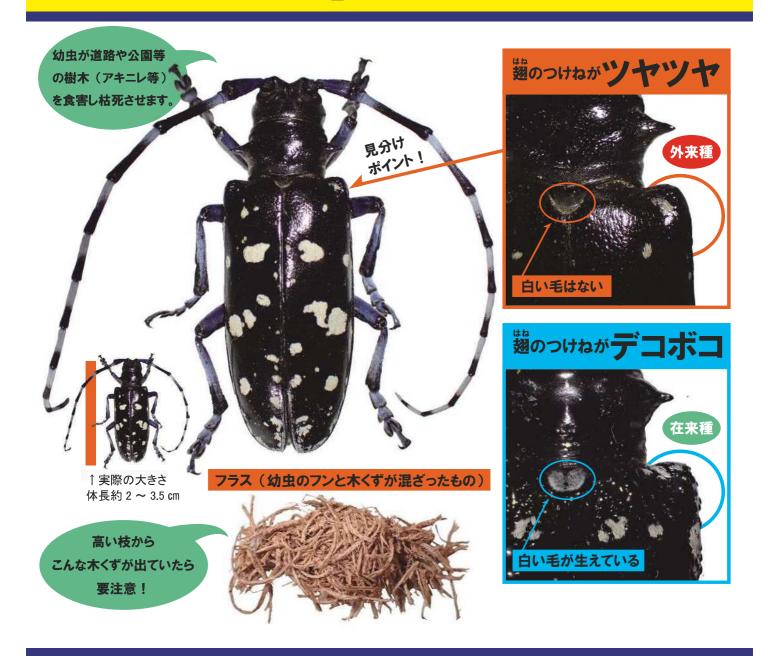
- ・発見した日、発見した場所、どうやって発見したかをお知らせください。
- ・できれば、写真を撮ってください。(スマホでも OK !) ※クビアカツヤカミキリを生きたまま持ち運んではいけません。
- 死んでいる個体を見つけた場合もお知らせください。

●製品フォーム↓



在来種「ゴマダラカミキリ」ではありません

ツヤハダゴマダラカミキリ_に ご注意ください!



この虫は特定外来生物で、

飼育や生きたまま持ち運ぶことが禁止されています

神戸市環境局自然環境課 078-595-6216 兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389

ツヤハダゴマダラカミキリとは?

道路や公園の樹木(日本国内では主にアキニレ等)、植林、果樹等を加害するカミキリムシで、特定外来生物に指定されています。



産卵痕

直径約1~1.5 cmの すり鉢状のかみ傷をつけ、 中心に産卵する。

成虫の出現期は5~10月 (ピークは7月)







直径約1~1.5 cmの まん丸な孔を開けて、 成虫が脱出する。



枝の分かれ目に溜まったフラス







これらの産卵痕、脱出孔、フラスが**樹木の上部(高さ2m以上)の幹や枝に多く見られる場合**は、 ツヤハダゴマダラカミキリに加害されている可能性が高いです。

被害
幼虫が主にアキニレ、その他カツラ、トチノキ、エンジュ、ポプラ等の樹木を食害し枯死させます。

- 枯死により、落枝や倒木による人的被害が発生する危険性があります。
- 今後他の樹種にも被害が広がる可能性があります。

兵庫県内での状況 2020年に神戸市 (六甲アイランド)、2023年に西宮市 (西宮浜) で発生が確認されています。

六甲アイランド情報交流センター(六甲ライナー アイランドセンター駅 1 階)に設置した「カミキリポスト」による対策にご協力ください。(期間 6 月 1 日~8 月 3 1 日 休館日:8 月 14 日~17 日)

・ツヤハダゴマダラカミキリを捕まえたら、空のペットボトルに入れ、しっかりと蓋をして、カミキリポストまでお持ちください(※)。 ※ツヤハダゴマダラカミキリは生きたまま持ち運ぶことを禁止されていますが、神戸市は「六甲アイランドにおけるカミキリポストによる成虫の防除」について環境省の確認を受けています。 このため六甲アイランド内ではカミキリポストによる対策が可能です。

スマホアプリ「Biome」を使った市民参加型の生き物調査を行います。(期間6月1日~8月31日) ・ツヤハダゴマダラカミキリを含む15種類が調査の対象種になっています。ぜひご参加ください。

自敷地内の被害木の伐採等の対策を検討されている場合には、神戸市にご相談ください。

神戸市環境局自然環境課 078-595-6216 兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389